

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## A Closer Look

### 金利指標改革に関する IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号の修正を適用する際の金融商品開示

#### 内容

トーキング・ポイント

導入

設例

1. コーポレート・グループ

2. 銀行グループ

#### トーキング・ポイント

- 2019 年 9 月に公表された金利指標改革に関する IFRS 第 9 号「金融商品」および IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」の修正は、IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」に新たな開示を導入した。本修正は 2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用されるが、多くの企業が、既存の指定しているヘッジ会計関係の潜在的な中止の可能性を避けるために、(現地のエンドースメントの要求を前提に) その日の前に本修正を適用することを選択することが予想される。
- 新しい開示は、企業が IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号への修正を適用する場合に要求されるが、本修正の早期適用がない場合でも、特に企業がリスク管理方針を開示する IFRS 第 7 号 22 項のより一般的な要求事項を踏まえれば、そのような開示を含めることを考慮する場合がある。
- 開示は特に負担となるものではないが、ヘッジ会計およびリスク管理に関する既存の IFRS 第 7 号と統合するには注意が必要である。
- デロイトのニュースレター [IFRS in Focus「金利指標改革 \(IBOR 改革\) に関する IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正を公表」](#) は、金利指標改革の修正の詳細を提供している。

#### はじめに

IFRS 第 7 号の修正は、「金利指標改革」(IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号の修正)を適用する企業に対して新しい開示の要求事項を導入する。24H 項が IFRS 7 に追加され、IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号の修正によって導入された例外措置の対象となるヘッジ関係について、企業は以下の内容を開示しなければならない。

詳細は下記 Web サイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

- (a) 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標
- (b) 企業が管理するリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接受けるものの範囲
- (c) 企業が代替的な金利指標への移行のプロセスをどのように管理しているか
- (d) これらの項を適用する際に企業が行った重要な仮定または判断の記述(例えば、金利指標改革により発生する不確実性が、金利指標を基礎としたキャッシュ・フローのタイミングおよび金額に関して存在しなくなる時期に関する仮定または判断)
- (e) それらのヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

44DF 項も IFRS 第 7 号に追加され、IAS 第 8 号「会計方針、会計上見積りの変更及び誤謬」の 28 項(f) の適用が免除される。当該免除規定がない場合は、各財務諸表の表示項目および 1 株当たり利益の修正額を、企業は適用の最初の年度に開示することが要求される。

以下の設例は、企業が IFRS 第 7 号 24H 項に含まれる新しい開示の要求事項をどのように適用し得るかを示すように設計されている。これらには、IFRS 第 7 号の修正により導入されたもの以外に要求される金融商品の開示は含まれない。金利指標改革は、他の開示に影響を与える可能性があり、例えば、IFRS 第 7 号 22 項は企業がそのリスク管理戦略を開示することを要求し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の 122 項は、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に認識される金額に最も重要な影響を与えているものの開示を要求する。

設例は、網羅的または情報が提示される唯一の方法を表すものではなく、例えば、金融商品の量により、定量的開示がより集約されたベースで表示される場合がある。したがって、開示の要求事項の適用は、企業の特定の事実および状況に応じて異なる。

## 設例

### 1. 非金融企業グループ



#### 会計方針 (注記 [X])

2019 年 9 月、IASB は「金利指標改革」(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正)を公表しました。本修正は、現在の金利ベンチマークの影響を受けるヘッジ対象またはヘッジ手段が、継続的な金利指標改革の結果として修正される前の不確実性の期間中に、影響を受けるヘッジについてヘッジ会計を継続できるように、特定のヘッジ会計の要求事項を変更します。

本修正は、ヘッジ会計をベンチマーク金利エクスポージャーに適用することを踏まえると、当社グループに関連性があります。本修正の適用は、以下の点で当社グループの会計に影響を及ぼします。

- 当社グループは、英ポンド建および米ドル建の固定金利債務を発行しており、英ポンド固定金利を英ポンド LIBOR に、米ドル固定金利を米ドル LIBOR に交換する金利スワップを利用して公正価値ヘッジしています。本修正により、ヘッジされているベンチマーク金利、英ポンド LIBOR および米ドル LIBOR が独立に識別可能でなくなるとしても、ヘッジ会計の継続が認められます。しかし、この免除規定は、指定されている金利リスク要素が信頼性をもって測定可能でなければならないという要求事項には拡張されません。リスク要素が信頼性をもって測定可能でなくなった場合、ヘッジ関係は中止されます。
- 当社グループは、米ドル LIBOR(発行債券)および日本円 LIBOR(銀行ローン)に連動する変動金利債務を有しており、金利スワップを利用したキャッシュ・フロー・ヘッジを行っています。本修正は、金利指標改革によるヘッジされているキャッシュ・フローの時期および金額に不確実性があるとしても、ヘッジ会計の継続を認めています。
- 当社グループは、通貨金利スワップを利用して、日本の在外営業活動体への純投資における外国為替リスクをヘッジしています。本修正は、通貨金利スワップに含まれる変動金利の置換えに関して不確実性があるとしても、ヘッジ会計の継続を認めています。

- ヘッジの有効性の遡及的な評価が 80%–125%の範囲外に及び、ヘッジ関係が金利指標改革の対象となる場合、当社グループはヘッジ会計を中止しません。金利指標改革の対象とならないヘッジ関係の場合、遡及的な有効性が 80%–125%の範囲外の場合、企業は引き続きヘッジ会計を中止します。<sup>1</sup>
- 当社グループは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額について金利指標改革から生じる不確実性があるとしても、金利指標改革の対象となる指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジについてのキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累積損益を維持します。ヘッジされている将来キャッシュ・フローが、金利指標改革以外の理由のために発生することが予想されなくなった場合、累積損益は直ちに純損益に振り替えられます。

当社グループは、2020年1月1日以後開始事業年度に強制される、IFRS第9号/IAS第39号の修正を2019年12月31日に終了する事業年度に対して早期適用することを選択しました。本修正を適用することで、金利指標改革により発生する不確実性の時期においてヘッジ会計を継続することができます。



### 金融リスク（注記 [Y]）

当社グループは、ヘッジ会計関係において、英ポンド LIBOR、米ドル LIBOR、日本円 LIBOR（総称して「IBOR」）の金利指標改革の対象となる金利指標に晒されています。注記[X]に記載されているように、ヘッジ対象には、発行済英ポンドおよび米ドル固定金利債務、発行済米ドルおよび日本円 LIBOR 変動金利債務、および日本の在外営業活動体への純投資に関連する外国為替リスクが含まれます。

当社グループは、市場および新たなベンチマーク金利への移行を管理する様々な業界ワーキング・グループからのアウトプットを注意深くモニターしてきました。これには、LIBOR（英ポンド LIBOR、米ドル LIBOR および日本円 LIBOR を含む）から、それぞれ Sterling Overnight Index Average Rate (SONIA)、the Secured Overnight Financing Rate (SOFR)、and the Tokyo Overnight Average Rate (TONA)への移行に関する、LIBOR 規制当局（金融行為規制機構（FCA）および米国商品先物取引委員会を含む）による発表を含みます。FCA は、2021 年末に、銀行に LIBOR への呈示を促したり、強制したりすることはもはや求めないことを明らかにしています。

これらの発表を受けて、当社グループは、リスク管理、税務、財務、法務、会計およびシステムの、作業ストリームで構成される IBOR 移行プログラムを立ち上げました。本プログラムは、取締役会に報告する最高財務責任者のガバナンスの下にあります。本プログラムの目的は、IBOR エクスポーザーがビジネスのどこにあるかを理解し、代替ベンチマーク・レートへの円滑な移行を可能にするアクションプランを準備し、提供することです。当社グループは、2020 年末までに移行およびフォール・バック計画を実施することを目指しています。

当社グループの現在の英ポンド LIBOR、米ドル LIBOR および日本円 LIBOR に連動する契約には、参照ベンチマーク金利の停止に関する適切で堅牢なフォール・バック規定が含まれていません。業界の異なるワーキング・グループは、異なる商品および異なる IBOR のフォール・バックの文言に取り組んでいます。当社グループは注意深くモニターしており、適切な時期にこれらを適用する見通しです。

当社グループのデリバティブについては、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のフォール・バック条項が 2019 年末に利用可能となり、当社グループは、ISDA 契約にこの文言を適用することを目的として、2020 年の早期に銀行との議論を開始します。

当社グループの変動金利債務については、参照するベンチマーク金利が TONA に変わるように、日本円 LIBOR 銀行ローンの修正に向けて、銀行 X と議論を開始しました。当社グループは、2020 年後半に本修正を完了することを目指しています。米ドル LIBOR 発行債券については、2020 年に債券保有者との対話を開始し、米ドル LIBOR から Secured Overnight Financing Rate (SOFR) に移行するフォール・バック条項の修正を提案します。

以下は、ヘッジの種類別の金利指標改革による IFRS 第 9 号/IAS 第 39 号の修正の範囲に含まれるヘッジ手段およびヘッジ対象の詳細です。列挙されているヘッジ対象の条件は、対応するヘッジ手段の条件と一致します。

ヘッジの種類	商品の種類	満期	想定元本	ヘッジ対象
公正価値ヘッジ	3 か月英ポンド LIBOR 支払英ポンド固定金利受取金利スワップ	2020 年	10 百万ポンド	スワップと同じ満期と元本の英ポンド建固定金利発行債券
	3 か月英ポンド LIBOR 支払英ポンド固定金利受取金利スワップ	2022 年	20 百万ポンド	

<sup>1</sup>(IAS 第 39 号ではなく) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用する企業については、IFRS 第 9 号には当該要求事項が含まれていないため、80%–125% のテストは適用されず、本項は適用されない。

	6 か月英ポンド LIBOR 支払英ポンド固定金利受取金利スワップ	2025 年	40 百万ポンド	
	3 か月米ドル LIBOR 支払米ドル固定金利受取金利スワップ	2026 年	50 百万ドル	スワップと同じ満期と元本の米ドル建固定金利発行債務
キャッシュ・フロー・ヘッジ	3 か月米ドル LIBOR 受取米ドル固定金利支払金利スワップ	2020 年	10 百万ドル	スワップと同じ満期と元本の米ドル建米ドル
	3 か月米ドル LIBOR 受取米ドル固定金利支払金利スワップ	2021 年	10 百万ドル	LIBOR 発行債務
	1 か月日本円 LIBOR 受取日本円固定金利支払金利スワップ	2023 年	40 百万円	スワップと同じ満期と元本の日本円建日本円 LIBOR 発行債務
純投資ヘッジ	1 か月日本円 LIBOR 支払い 1 か月英ポンド LIBOR 受取通貨金利スワップ	2025 年	7,000 百万円 / 50 百万ポンド	日本の在外営業活動体の 7,000 百万円の純投資

当社グループは、当社グループが晒される基礎となるキャッシュ・フローの時期および金額に関する金利指標改革から発生する不確実性が終了するまで、IFRS 第 9 号/IAS 第 39 号の修正を適用し続けます。当社グループは、IBOR を参照するグループの契約が修正され、金利指標が置き換えられる日付、代替ベンチマーク金利のキャッシュ・フローおよび関連するスプレッド調整が特定されるまで、この不確実性は終わらないことを仮定しています。これは、一部、グループの契約にまだ追加されていないフォール・バック条項の導入と貸手および債券保有者との交渉によります。

## 2. 銀行グループ



### 会計方針（注記 [X]）

2019 年 9 月、IASB は「金利指標改革」(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正)を公表しました。本修正は、現在の金利ベンチマークの影響を受けるヘッジ対象またはヘッジ手段が、継続的な金利指標改革の結果として修正される前の不確実性の期間中に、影響を受けるヘッジについてヘッジ会計を継続できるように、特定のヘッジ会計の要求事項を変更します。

本修正は、ヘッジ会計をベンチマーク金利エクスポージャーに適用することを踏まえると、当社グループに関連性があります。本修正の適用は、以下の点で当社グループの会計に影響を及ぼします。

- 当社グループは、英ポンド建および米ドル建の固定金利債務を発行しており、英ポンド固定金利を英ポンド LIBOR に、米ドル固定金利を米ドル LIBOR に交換する金利スワップを利用して公正価値ヘッジしています。本修正により、ヘッジされているベンチマーク金利、英ポンド LIBOR および米ドル LIBOR が独立に識別可能でなくなるとしても、ヘッジ会計の継続が認められます。しかし、この免除規定は、指定されている金利リスク要素が信頼性をもって測定可能でなければならないという要求事項には拡張されません。リスク要素が信頼性をもって測定可能でなくなった場合、ヘッジ関係は中止されます。
- 当社グループは、「回収および売却」事業モデルのもと、流動性管理を目的として英ポンド建て固定金利債券への投資を保有し、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しています。有価証券の金利リスクは、英ポンド LIBOR 金利スワップを使用してヘッジされ、上記のように、将来ヘッジされているベンチマーク金利、英ポンド LIBOR が独立に識別可能でなくなるとしても、本修正により、ヘッジ会計の継続が認められています。
- 当社グループは、顧客へのリテール住宅ローン貸付の形式で、固定金利の貸付金を保有しています。それは、それら貸付金の英ポンド LIBOR リスク要素のポートフォリオ公正価値ヘッジに含まれます。このベンチマーク金利要素は、最初の指定時に独立に識別可能であり、上記のように、将来ヘッジされているベンチマーク金利、英ポンド LIBOR が独立に識別可能でなくなるとしても、本修正により、ヘッジ会計の継続が認められています。
- 当社グループは、米ドル LIBOR (発行債券) および EONIA (銀行ローン) に連動する変動金利債務を有しており、金利スワップを利用したキャッシュ・フロー・ヘッジを行っています。本修正は、金利指標改革によるヘッジされているキャッシュ・フローの時期および金額に不確実性があるとしても、ヘッジ会計の継続を認めています。

- 当社グループは、英ポンド LIBOR および EONIA に連動する顧客への変動金利の貸付金および顧客からの預金を有しており、これは金利スワップを使用するポートフォリオ・キャッシュ・フロー・ヘッジに含まれています。本修正は、金利指標改革によるヘッジされるキャッシュ・フローの時期および金額に不確実性があるとしても、ヘッジ会計の継続を認めています。
- 当社グループは、通貨金利スワップを利用して、日本の在外営業活動体への純投資における外国為替リスクをヘッジしています。本修正は、通貨金利スワップに含まれる変動金利の置換えに関して不確実性があるとしても、ヘッジ会計の継続を認めています。
- ヘッジの有効性の遡及的な評価が 80%–125% の範囲外に及び、ヘッジ関係が金利指標改革の対象となる場合、当社グループはヘッジ会計を中止しません。金利指標改革の対象とならないヘッジ関係の場合、遡及的な有効性が 80%–125% の範囲外の場合、企業は引き続きヘッジ会計を中止します。<sup>2</sup>
- 当社グループは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額について金利指標改革から生じる不確実性があるとしても、金利指標改革の対象となる指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジについてのキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累積損益を維持します。ヘッジされている将来キャッシュ・フローが、金利指標改革以外の理由のために発生することが予想されなくなった場合、累積損益は直ちに純損益に振り替えられます。

当社グループは、2020 年 1 月 1 日以後開始事業年度に強制される、IFRS 第 9 号/IAS 第 39 号の修正を 2019 年 12 月 31 日に終了する事業年度に対して早期適用することを選択しました。本修正を適用することで、金利指標改革により発生する不確実性の時期においてヘッジ会計を継続することができます。



## 金融リスク (注記 [Y])

当社グループは、ヘッジ会計関係において、英ポンド LIBOR、米ドル LIBOR、日本円 LIBOR、EONIA (総称して「IBOR」) の金利指標改革の対象となる金利指標に晒されています。注記[X]に記載されているように、ヘッジ対象には、発行済英ポンドおよび米ドル固定金利債務、英ポンド固定金利債券および固定金利の住宅ローン貸付の保有、発行済米ドル LIBOR および EONIA 変動金利債務、および GBP LIBOR および EONIA 連動する顧客への貸付金および顧客からの預金、および日本の在外営業活動体への純投資に関連する外国為替リスクが含まれます。

注記[X]に記載されているベンチマーク金利エクスポージャーと同様に、本グループは、ヘッジ会計関係に含まれていないトレーディング勘定に多額のデリバティブおよび非デリバティブ金融商品を有しています。ヘッジ会計が適用されない場合、会計上の救済規定はありません。これらの金融資産と負債の公正価値は、金利指標改革から発生する不確実性を反映しています。

当社グループは、市場および新たなベンチマーク金利への移行を管理する様々な業界ワーキング・グループからのアプトプットを注意深くモニターしています。これには、LIBOR (英ポンド LIBOR、米ドル LIBOR および日本円 LIBOR を含む) から、それぞれ Sterling Overnight Index Average Rate (SONIA)、the Secured Overnight Financing Rate (SOFR)、and the Tokyo Overnight Average Rate (TONA) への移行に関する、LIBOR 規制当局 (金融行為規制機構 (FCA) および米国商品先物取引委員会を含む) による発表、および EONIA から Euro Short Term Rate (€STR) への移行に関する発表を含みます。FCA は、2021 年末に、銀行に LIBOR への呈示を促したり、強制したりすることはもはや求めないことを明らかにしています。さらに、EONIA は 2022 年 1 月 3 日から公表を中止します。

これらの発表を受けて、当社グループは、リスク管理、税務、財務、法務、会計およびシステムの、作業ストリームで構成される IBOR 移行プログラムを立ち上げました。本プログラムは、取締役会に報告する最高財務責任者のガバナンスの下にあります。本プログラムの目的は、IBOR エクスポージャーがビジネスのどこにあるかを理解し、代替ベンチマーク・レートへの円滑な移行を可能にするアクションプランを準備し、提供することです。当社グループは、2020 年末までに移行およびフォール・バック計画を実施することを目指しています。

当社グループの現在の英ポンド LIBOR、米ドル LIBOR および日本円 LIBOR に連動する契約には、参照ベンチマーク金利の停止に関する適切で堅牢なフォール・バック規定が含まれていません。業界の異なるワーキング・グループは、異なる商品および異なる IBOR のフォール・バックの文言に取り組んでいます。当社グループは注意深くモニターしており、適切な時期にこれらを適用する見通しです。

当社グループのデリバティブについては、国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) のフォール・バック条項が 2019 年末に利用可能となり、当社グループは、銀行およびトレーディング勘定の双方のデリバティブについて、ISDA 契約にこの文言を適用することを目的として、2020 年の早期に銀行との議論を開始します。

<sup>2</sup> (IAS 第 39 号ではなく) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用する企業については、IFRS 第 9 号には当該要求事項が含まれていないため、80%–125% のテストは適用されず、本項は適用されない。

当社グループの変動金利債務については、EONIA 銀行ローンの改正に向けた各カウンターパーティとの協議を開始し、EONIA が 2022 年 1 月に存在しなくなることを基準金利が€STR に変更します。本グループは、2020 年後半に本改正を完了することを目指しています。米ドル LIBOR 発行債券については、2020 年に債券保有者との対話を開始し、USD LIBOR から SOFR に移行するフォール・バック条項の改正案を提案する。

変動金利の顧客貸付金および預金に関して、当社グループの対応は、顧客を公正に扱うことに焦点を当て、堅牢なフォール・バック規定を含めるまたは IBOR を関連する代替ベンチマーク金利に置き換えるために既存の契約を修正するまたは置換えることにより、過去の IBOR 契約への顧客のエクスポージャーの低減を含む移行のいくつかの側面を考慮します。この対応の重要な側面は、関連する代替ベンチマーク金利に連動する

新製品の開発もあります。当社グループは、明確で公正で誤解を招かない方法での顧客とのコミュニケーションに重点を置く、詳細なコミュニケーション計画を策定しています。この計画の実施は 2020 年に開始され、2021 年末より後に満期を迎える契約に何が起るか、IBOR の置換えが顧客に与える影響について説明する予定です。コミュニケーションは、すべての顧客が 2021 年末までに利用可能なオプションを検討する時間を確保するために、適切なタイミングで行われます。最初のコミュニケーションは関心を高めることに焦点を当て、2021 年末までに行われるすべての顧客との詳細な議論で、エンゲージメントが向上します。また、当社グループの対応には、関連顧客向けスタッフが、IBOR が終了した影響を理解するための十分な知識と能力を持ち、顧客に適切に対応することができることを確保するための、綿密なトレーニング・プログラムが含まれています。

以下は、ヘッジの種類別の金利指標改革による IFRS 第 9 号/IAS 第 39 号の修正の範囲に含まれるヘッジ手段およびヘッジ対象の詳細です。列挙されているヘッジ対象の条件は、対応するヘッジ手段の条件と一致します。

ヘッジの種類	商品の種類	満期	想定元本	ヘッジ対象
公正価値ヘッジ	3 か月英ポンド LIBOR 支払英ポンド固定金利受取金利スワップ	2020 年	10 百万ポンド	スワップと同じ満期と元本の英ポンド建固定金利発行債務
	3 か月英ポンド LIBOR 支払英ポンド固定金利受取金利スワップ	2022 年	20 百万ポンド	
	6 か月英ポンド LIBOR 支払英ポンド固定金利受取金利スワップ	2025 年	40 百万ポンド	
	3 か月米ドル LIBOR 支払米ドル固定金利受取金利スワップ	2026 年	50 百万ドル	スワップと同じ満期と元本の米ドル建固定金利発行債務
	英ポンド固定金利支払 3 か月英ポンド LIBOR 受取金利スワップ	2021 年	30 百万ポンド	スワップと同じ満期と元本の流動性ポートフォリオで保有する固定金利債券
	英ポンド固定金利支払 3 か月英ポンド LIBOR 受取金利スワップ	2022 年	30 百万ポンド	
	英ポンド固定金利支払 3 か月英ポンド LIBOR 受取金利スワップ	2021 年	30 百万ポンド	
キャッシュ・フロー・ヘッジ	3 か月米ドル LIBOR 受取米ドル固定金利支払金利スワップ	2020 年	10 百万ドル	スワップと同じ満期と元本の米ドル建米ドル LIBOR 発行債務
	3 か月米ドル LIBOR 受取米ドル固定金利支払金利スワップ	2021 年	10 百万ドル	
	1 か月 EONIA 受取ユーロ固定金利支払金利スワップ	2023 年	40 百万ユーロ	スワップと同じ満期と元本のユーロ建 EONIA 銀行借入
	英ポンド固定金利受取 3 か月英ポンド LIBOR 支払金利スワップ	2021 年	70 百万ポンド	英ポンド LIBOR および EONIA 変動金利顧客貸付金および将来の固定金利貸付金のプライシングに関連する英ポンド LIBOR および EONIA 金利リスクのポートフォリオ・キャッシュ・フロー・ヘッジ
	ユーロ固定金利受取 3 か月 EONIA 支払金利スワップ	2021 年	50 百万ユーロ	

純投資ヘッジ	1 か月日本円 LIBOR 支払い 1 か月英ポ ンド LIBOR 受取通貨金利スワップ	2025 年	7,000 百万円 / 50 百万ポ ンド	日本の在外営業活動体の 7,000 百万円の純投資
--------	---	--------	--------------------------	------------------------------

当社グループは、当社グループが晒される基礎となるキャッシュ・フローの時期および金額に関する金利指標改革から発生する不確実性が終了するまで、IFRS 第 9 号/IAS 第 39 号の修正を適用し続けます。当社グループは、IBOR を参照するグループの契約が修正され、金利指標が置き換えられる日付、代替ベンチマーク金利のキャッシュ・フローおよび関連するスプレッド調整が特定されるまで、この不確実性は終わらないことを仮定しています。これは、一部、グループの契約にまだ追加されていないフォール・バック条項の導入と貸手および債券保有者との交渉によります。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。